# ニチョングループ<br/> **グリーン調達ガイドライン**

第9版 2016年11月28日

ニチコン株式会社

# 目次

1.	目的	 2
2.	適用範囲	 2
3.	定義と解説	 2
4.	新規承認申請品および仕様変更品等の評価基準	 5
5.	リサイクル材の取扱い	 5
6.	資料の提出	 5
7.	本件問合せ先	 9
8.	包装材料に関する追加事項	 9
禁.	止物質測定要領一覧表	 11
<del>_</del>	チコングループ環境負荷物質一覧表	 12
環	境管理活動評価回答書	 14
環	境負荷物質調査表	 16
構	成成分表	 18
製	品含有化学物質に関する不使用保証書	 19
サ	プライチェーン調査表	 20
改	訂履歴	 21

#### 1. 目的

地球環境問題が深刻化する中、様々な環境問題を解決し、持続可能な社会を構築することは、 世界共通の課題となっており、「環境負荷の少ない製品の販売」「環境に配慮している企業からの 調達」「環境に配慮したリサイクル設計や省エネルギー設計」が、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)として強く求められています。

また、EUのRoHS 指令やREACH規則に代表されるように、世界各国で製品に含有される化学物質の規制が設けられ、強化されつつあり、これらの規制を順守するには、全ての原材料について化学物質および、その情報を確実に把握し管理することが必要になります。

この実現に向け、ニチコングループでは環境に負荷を与える物質の管理基準を本ガイドラインとして定め、取引先様と連携してグリーン調達を推進し、持続可能な社会の構築に貢献します。

#### 2. 適用範囲

本ガイドラインは、ニチコングループの弊社事業所が生産、販売する製品を構成する材料や部品・ユニット部品・副資材(包装材・梱包材等)および事務機器・事務用品等の調達活動に適用します。

#### 3. 定義と解説

- (1)用語の定義と解説
  - 1)部材

製品を構成する材料や部品、はんだ、接着剤、ならびに副資材(包装材・梱包材等)

#### ②副資材(包装材・梱包材等)

生産者から使用者または消費者へ、原材料から加工品に至る物品を「入れる」、「保護する」、「出荷する」、「配送する」、「表示する」ために使用されるあらゆる種類/材質の製品を指します。 弊社製品を包装・輸送する為の段ボール、リール、エンボステープ、シールテープ、シート、 粘着テープ、ラベル、緩衝材、ステープラー、表示用インク、接着剤、ポリ袋、乾燥剤等が該当します。

#### ③環境負荷物質

環境や生態系への悪影響、法規制や業界動向を考慮し、ニチコングループで管理対象として 定めた物質であり、禁止物質、削減物質、管理物質に分類しています。別紙ー2「ニチコングルー プ環境負荷物質一覧表」を参照してください。

#### (a)禁止物質[表-4]

- 弊社へ納入される部材に意図的な使用ならびに含有を禁止する物質です。
- 不純物については保証濃度を超えて含有することを禁止します。
  - ※ 保証濃度は、3(1)8項に記載。
- ・ RoHS 指令では特定用途において適用除外があります。但し、中国版 RoHS において適用除外がないため、RoHS 適用除外に該当する場合は弊社へお申し出ください。

・ 〔表-4〕に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社に連絡してください。 必要に応じて、別途調整します。

#### (b)削減物質〔表-5〕

・ 弊社製品への使用および含有状況を把握し、可能な範囲で削減に努める物質です。

#### (c)管理物質[表-6]

- 弊社製品への使用および含有状況を把握し管理する物質です。
- ・将来削減物質または禁止物質になる可能性が高いため、含有量を把握する物質です。

#### ④その他 情報伝達が必要な物質

REACH 規則は、成形品供給者に対して、供給先(顧客)および消費者に成形品を安全に取り扱うための情報提供義務を定めています。法令を順守するためサプライチェーンにおける正確かつスピーディな含有物質情報の伝達が必要です。

弊社では、JAMP\*(アーティクルマネジメント推進協議会)発行の様式(chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS)を利用し調査を推進します。

\* 詳細は、(2)項で説明します。

また国内外の法令、業界の動きに対応するため別途調査を行うことがあります。

#### ⑤含有

意図的であるか否かを問わず、部材に添加、充填、混入、付着することです。

#### ⑥不純物

天然素材中に含有され、工業材料としての精錬、ならびに合成反応の過程で技術的に除去しきれない物質です。

#### ⑦均質材料

- 機械的に別々の材料に分離できない最小単位の材料を意味します。
- 例としてリードフレームに施される錫めっきは、リードフレームとは別材料として扱います。
- ・複層のめっきは、単層ごとの状態を指します。

#### 8保証濃度

・ 不純物として許容される含有濃度の上限であり、均質材料を分母とした濃度とします。保証濃度と管理濃度は〔表-4〕No.1~10で示します。

#### ⑨管理濃度

- ・ 意図的使用や混入がなければ超えないと考えられる含有濃度をいい、保証濃度を確実なものとするため弊社や取引先様で日常管理の基準とする濃度です。
- ・ 含有濃度が管理濃度を超える部材は、弊社へ連絡してください。 協議の上、対応を決定します。(保証濃度未満であることを証明ができれば含有濃度高めの 部材として受け入れることを検討します。)

・ 供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡してください。協議の上、個別対応します。

#### (2) REACH 規則の管理体制

#### ①REACH 規則

2007 年 6 月発効した EU における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の法律です。

#### 【特徴】

- ・ 既存化学物質を新規物質とほぼ同等に扱う。
- ・リスク評価を事業者に義務付け。
- ・ サプライチェーンを通じた化学物質の安全性や取扱に関する情報の共有を川上、川下 の双方向で強化。
- ・ 成形品に含まれる化学物質の有無(濃度)や用途についても情報の把握を要求。

#### ②SVHC(高懸念物質)

「認可対象候補物質」、「candidate list 記載物質」と同義語です。

REACH 規則 57 条の基準に該当する物質であり、一定条件のもと「届出」および「情報伝達」が 義務付けられています。この中から認可対象の物質が決定されます。

SVHC対処物質リストは毎年2回、変更・更新されます。最新のリストは、以下の欧州化学品庁の HP に更新されます。

https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table

#### ③JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)

成形品が含有する化学物質の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための仕組みを作り、普及させ日本の産業競争力を向上させようと 2006 年 9 月に設立された業界横断的な活動推進主体です。

#### 4情報伝達

SVHC が製品(成形品)に 0.1 重量%を超える濃度で含有される場合、製品の供給者は川下使用者に対し、当該成形品を安全に使用できる情報を伝達する義務があります。

弊社は、JAMPの仕組みやツール(chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS)を利用して SVHC の含有情報伝達を行います。JAMP のホームページから最新版 JAMP ツールを入手し、調査対象の全ての物質に対してサプライチェーンを通じた調査を実施した上で、SVHC 含有情報を提供してください。

2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHE RPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、 chemSHERPA のみを受け付けとします。 chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。

[JAMP chemSHERPA] https://chemSHERPA.net/chemSHERPA/

(JAMP MSDSplus) http://www.jamp-info.com/msds
(JAMP AIS) http://www.jamp-info.com/ais

4. 新規承認申請品および仕様変更品等の評価基準

カテゴリー毎に下記基準で評価の上採用を判定します。

#### (1)部材

- ・ 禁止物質が含有されていないこと。 (保証濃度が設定されている物質については保証濃度未満であること。)
- 削減物質や管理物質の含有量を把握し必要な措置を実施する体制があること。
- 環境管理活動評価 回答書(様式-1)の評点が80点以上であること。

#### (2)事務消耗品および事務用機器

- 選択の余地がない場合を除いて、エコマーク商品等の環境配慮型商品であること。
- 環境管理活動評価 回答書(様式-1)の評点が80点以上であること。

#### 5. リサイクル材の取扱い

社内回収以外のリサイクル材は、禁止物質の汚染リスクが高まります。

社内回収のリサイクル:クローズドリサイクル 社内回収以外のリサイクル:オープンリサイクル

- (1)リサイクル材を使用している場合は報告してください。(様式-2)
- (2)2次以降の取引先様での使用および管理状況を定期的に監査等により確認してください。
- (3)弊社から要求があった場合、分析データを提出してください。

#### 6. 資料の提出

部材や均質材料中に禁止物質が保証濃度以上含有していないことを証明いただく為、 [表-1]の書類を提出してください。会社として内容に責任を持てる方が記入してください。 また弊社事業所により独自の様式を要求する場合があります。

#### (1) 必要書類

〔表-1〕必要書類 ○:必要 ×:不要

No	必要書類	部材•副資材	事務用品 事務機器
1)	環境管理活動評価回答書(様式-1) (※1)	0	0
2)	環境負荷物質調査表(様式-2) (※1)	0	×
3)	構成成分表(様式-3) (※1)	0	×
4)	製品含有化学物質に関する不使用保証書 (様式-4) (※1)	0	×
5)	サプライチェーン調査表(様式-5) (※1)	0	×
6)	安全データシート(SDS)	0	×
7)	RoHS 6 物質の測定データ (高精度の分析装置で含有量を測定したデータ) (カドミウム・鉛・水銀・六価クロム化合物・PBB・ PBDE)(※2)	0	×
8)	<ul> <li>JAMP chemSHERPA-AI (化学品)</li> <li>JAMP chemSHERPA-CI (成形品)</li> <li>JAMP AIS (成形品)</li> <li>JAMP MSDSplus (物質/調剤の調査)</li> </ul>	0	×
9)	JAMP「製品含有化学物質管理ガイドライン」の「実施項目一覧表兼チェックシート最新版」(エクセル版)	0	×

- (※1)記入用の様式(様式-1~5)はエクセルになります。本文中にある様式は参考です。
- (※2)フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用に

つきましては、IEC62321 に登録され次第、別途案内します。(2017年7月予定))

#### (2)注意事項

- ①環境管理活動評価回答書(様式-1)
  - 新規取引開始時および定期的(2年に1度程度)に評価します。
  - ・ 様式-1 の環境管理活動評価回答書にて自己監査を実施いただき、記入、提出してください。
  - ・ 環境負荷物質の取扱いがなく、弊社に納入される部材に禁止物質が混入する可能性が全く ない場合は、16)から23)までの質問に満点を選択してください。
  - ・ 必要により取引先様の環境負荷物質の管理状況について訪問監査を実施します。弊社担 当部門から依頼があった場合は監査の協力をお願いします。
  - ・ 環境管理活動評価回答書の回答内容に変更が生じた場合は、変更内容を提出してください。

#### ②chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS

- ・ MSDSplus および AIS は、XML ファイル形式で提出してください。
- ・ JAMP は、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS 調査対象外の新規 SVHC が 確定した場合、すみやかにバージョンアップする予定です。弊社でもその場合は調査を行いますので、協力をお願いします。

#### ③その他の提出書類

- 様式-2~4 は一品一葉で作成してください。
- ・ 含有率は ppm で記入してください。算出時は均質材料の使用部位を分母としてください。
- ・ 含有目的は、含有が意図的である場合はその目的、または不純物である場合は「不純物」 と記入してください。
- ・ SDS は、グリーン調達調査に必要な微量の化学物質情報全てを含んでいません。 従って、SDS を参照して記入される場合は、調査対象物質情報が欠落する恐れがあります。 供給元に問合せるなどで欠落を防止してください。
- 弊社が指定する部材は出荷ロット毎の測定データ提出を求めることがありますので協力をお願いします。

#### (3)測定データの測定要領

〔表-4〕で不純物の保証濃度を規定した RoHS 6 物質は下記の要領で測定したデータを提出してください。

- ・別紙-1 IEC62321 の測定方法に基づいて禁止物質の含有量を測定してください。 (フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DIBP、DIBP)が RoHS 指令に追加されたことを受け、フタル酸エステル類の解析方法を IEC62321 に追加する動きが進んでいます。フタル酸エステル類の管理濃度、測定方法、運用につきましては、IEC62321 に登録され次第、別途案内します。(2017 年 7 月予定))
- ・保証濃度を規定していない禁止物質に関し、サプライチェーンを遡った調査で「意図的に使用していない」ことを確認できれば、当該物質の不使用を確認するための分析は不要です。 ただし、不純物含有事例が確認された場合は直ちに弊社まで申し出てください。
- ・ 測定は部材毎・均質材料毎に行ってください。
- 分析装置の定量下限値は保証濃度未満を保証できることが必要です。
- ・ 測定データには、前処理法・測定方法・測定者・測定責任者・分析装置名・測定日・測定フローチャート・試料の写真の記載が必要です。
- ・ 六価クロム化合物の測定について、「スポットテスト」は定量下限が大きく、測定精度が悪いので不可と致します。
- ・ 測定結果をND: No Detection または Not Detected と表示される場合は、定量下限値を明記してください。
- 前処理において沈殿物(不溶物)が生じた場合は完全に溶解させてください。
- ・ 前処理法の欄に「完全に溶解した」と明記してください。
- ・ 測定データの有効期間は測定日から1年間です。 従って納入が継続される限り1年毎に測定データを必ず更新・提出してください。 指定分析機関は、SGS とします。また、提出データは、英文にてお願いします。 一例として、SGS 日本法人、SGS 海外法人の連絡先を記載します。

SGS ファーイーストリミテッド 日本支店 グリーンテスティングセンター 所在地 〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークイースト12階

#### SGS天津

SGS-CSTC Standards Technical Services (Tianjin) Co., Ltd.

通標標準技術服務(天津)有限公司

#### 所在地:

8Floor, SGS Building, No.41, the 5th Avenue, TEDA, Tianjin, China 300457 中国天津市経済技術開発区第五大街41号開泰科技園SGS 大厦8楼 〒300457

Website: http://www.cn.sgs.com/jp

#### (4) サプライチェーン調査

#### ①サプライチェーンとは

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売における一連の業務のつながりをいいます。それぞれのプロセスには、素材メーカー、原部品メーカー、パーツメーカー、セットメーカー、販売者、消費者等が関係していますが、グリーン調達には部材の成分決定に深く関係しているメーカーの把握が重要です。

#### ②サプライチェーン調査

弊社に納入される部材を構成している原材料や部品、パーツの製造元の他、顔料や安定 剤、着色材、その他添加剤の製造元、めっき、はんだ付け等の委託先、その他成分に関与 する取引先やアウトソース先の情報を様式-5に記入してください。

関係先には、禁止物質が含有しない管理体制の構築や受入検査、工程検査、出荷検査の充実、含有した場合の連絡体制の整備等について取引先様を通じて依頼をお願いします。

#### (5)書類の提出時期

#### ①新規承認申請品

新規に承認申請される部材や弊社が材料コードを設定していない部材で新規に承認申請される場合は、申請時に様式-1~5 および SDS、測定データ、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS そして JAMP「製品含有化学物質管理ガイドライン(最新版)の実施項目一覧表兼チェックシート(エクセル)の最新版を提出してください。

【入手先】 http://www.jamp-info.com/dl

#### ②継続納入品

既に納入いただいている部材や弊社が材料コードを設定している部材は、毎年定期(1年に1回、同月)に、測定データ([表-1]中の(7)および(8))を提出してください。以後は内容変更ある場合、自主的に提出してください。

#### ③仕様変更品等

成分や製造場所、製造方法等の 4M 変更が生じる部材は、変更前に弊社の材料・部品新規(変更)手続き書類である「納入事業所の新規(変更)納入材料・部品確認申請書兼確認書」に本ガイドラインの様式-1~5 および SDS ならびに測定データを添えて仕様変更を申請してください。

#### (6)禁止物質が保証濃度を超えて含有している場合の処置

- 新規に承認手続きが必要な部材は採用しません。
- ・弊社へ既に継続納入されている製品や部材において、禁止物質が保証濃度を超えて含有していることが判明した場合は、弊社事業所の資材部門/品質管理部門と本件問い合わせ 先に緊急連絡の上、指示に従ってください。

#### (7)SVHC 含有情報の訂正

情報伝達は精度の高さとスピードがキーポイントです。新規に SVHC が追加になった場合を 含め、一度不含有で回答した部材であっても、SVHC 含有情報を得た場合はただちに弊社まで 連絡してください。連絡がない場合は、内容に変更がないものと見なします。

(8) chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS 未提出の対応

chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS を提出して頂けない場合は、取引 先様の責任において該当する物質を含有していないと回答されたものと見なします。

#### 7. 本件問合せ先

弊社の品質保証本部/品質保証部または弊社事業所の資材部門にお問合せください。

#### ニチコン株式会社

品質保証本部/品質保証部 TEL: 075-241-5409 FAX: 075-253-2187

#### ニチコン株式会社 ホームページ

http://www.nichicon.co.jp/top.html

http://www.nichicon.co.jp/procure/procure02.html

#### 8. 包装材料に関する追加事項

(1)六価クロム化合物については、まず総クロム量として分析し、4 元素(重金属)合計で金属部材: 5ppm 未満、その他の部材:100ppm 未満であることを確認する(同時にプラスチック、塗料、インキ中のカドミウム 5ppm 未満を満たすこと)。この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でも構いません。

(2) 4元素合計で100ppm以上の場合、まずカドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が100ppm未満であることを確認する。カドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が100ppm未満の場合は、さらに、六価クロム化合物の検出判定を行い、最終的に、六価クロム化合物が検出されないことを確認する。検出方法(前処理/測定法)は〔表-2、3〕準拠

### 禁止物質測定要領一覧表

測定方法:IEC62321(2008)を指定します。

[表-2]禁止物質測定時の前処理法

○:指定 ×:不可 −:該当しなし	○·指定	×·不可	ー:該当しない
-------------------	------	------	---------

		カドミ ウム	鉛	六価 クロム	水銀	PBB PBDE
1	硫酸存在下での灰化法	0	0	_	_	_
2	密閉容器内での加圧酸分解法 (マイクロウエーブ分解法)	0	0	_	0	_
3	硝酸、過酸化水素水、塩酸による酸分解法	0	0	_	_	_
4	硫酸、硝酸、過酸化水素水での湿式分解法	0	×	_	_	_
5	硝酸、過酸化水素水での湿式分解法	_	0	_	_	_
6	加熱気化法	_	_	_	0	_
7	還流冷却器付分解フラスコ(ケルダール法)を 用いた硫酸、硝酸での湿式分解法	_	_	_	0	_
8	溶出法(温水抽出法/アルカリ抽出法)	_	_	0	_	_
9	ソックスレー抽出法 (ABS、HIPS、PC+ABS 中に限る)	_	_	_	_	0

#### 〔表-3〕禁止物質の測定方法

#### O:指定 ×:不可 -:該当しない

		カドミ ウム	鉛	六価 クロム	水銀	PBB PBDE
1	誘導結合-プラズマ発光分光分析装置 [ICP-AES(ICP-OES)]	0	0	_	0	_
2	原子吸光分析装置(AAS)	0	0	_	0	_
3	誘導結合-プラズマ質量分析装置(ICP-MS)	0	0	_	0	_
4	還元気化原子吸光法	_	_	_	0	_
5	ジフェニルカルバジド吸光光度法	_	_	0	_	_
6	GC/MS	_	_	_	_	0

注 1) フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、IEC62321 に登録され次第、別途案内します。(2017 年 7 月予定))

# ニチコングループ環境負荷物質一覧表

## 〔表-4〕禁止物質 [弊社で意図的含有を認めている部材は適用除外]

- /	244	1-		maa
(	≖	11/	٥	ppm

No.	物質名	用途	保証濃度	管理濃度	(単位:ppm) 主な参照法令、顧客要求等
		プラスチック(ゴム含む)、塗料、インキ	50	50	顧客要求
1	カドミウム および	その他の部材	75	75	REACH規則 付属書17
'	その化合物			7.5	EU·RoHS指令(2011/65/EU)
		副資材(※3)	100	75	EU包装材指令(94/64/EEC)
		プラスチック(ゴム含む)、塗料、インキ	100	100	カリフォルニア州SB-20/50
	鉛 および	めっき	1000	800	REACH規則 付属書17
2	その化合物	その他の部材はんだ、合金等	1000	500	EU・RoHS指令(2011/65/EU) 化学物質規制(デンマーク)
		副資材(※3)	100	90	EU包装材指令(94/64/EEC)
		プラスチック(ゴム含む)、塗料、インキ		100	REACH規則 付属書17
3	水銀 および	その他の部材	1000	500	EU·RoHS指令(2011/65/EU)
	その化合物	副資材(※3)	100	90	EU包装材指令(94/64/EEC)
	±/= = /	金属部材	1000	100	-EU・RoHS指令(2011/65/EU)
4	六価クロム 化合物	その他の部材	1000	100	EU-KOHS指 中(2011/ 03/ EU)
	10 11 13	副資材(※3)	100	90	EU包装材指令(94/64/EEC)
5	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	全ての部材	1000	100	REACH規則 付属書17 EU・RoHS指令(2011/65/EU)
	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	全ての部材	1000	100	REACH規則 付属書17
$\vdash$	Deca BDEも含む	er 17	1		EU・RoHS指令(2011/65/EU)
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP) (※4)	プラスチック(ゴム含む)、塗料、インキ	1000	(※4)	REACH規則 付属書17、EU指令(2005/84/EC) RoHS指令(2015/863)
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP) (※4)	プラスチック(ゴム含む)、塗料、インキ	1000	(※4)	REACH規則 付属書17、EU指令(2005/84/EC) RoHS指令(2015/863)
					REACH規則 付属書17、EU指令(2005/84/EC)
9	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) (※4)	プラスチック(ゴム含む)、塗料、インキ	1000	(※4)	ReACH規則 引属者17、EU指力(2005/84/EU) RoHS指令(2015/863)
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP) (※4)	プラスチック(ゴム含む)、塗料、インキ	1000	(※4)	REACH規則 RoHS指令(2015/863)
No.	物質名				主な参照法令、顧客要求等
-	ムスクキシレン		REACH規則		T GO MINIS PY MINIS P
_	五酸化二砒素、三酸化二砒素		REACH規則		
	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)および 全ての主要ジアステレオ異性体		REACH規則	、化審法	
14	ベンゾ[def]クリセン		REACH規則 付属書17		
15	ベンゼン		REACH規則 付属書17		
_	1,1,2-トリクロロエタン		REACH規則		
_	ペルフルオロオクタンスルホン酸類(PFOS)お	よびその塩	REACH規則		
_	塩化コバルト		REACH規則		
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および ポリ塩化ターフェニル類(PCT)		REACH規則 付属書17 化審法		
-	特定フタル酸エステル類		化雷丛		
	フタル酸ジーiーノニル(DINP)		REACH規則	付属書17、E	EU指令(2005/84/EC)
20	フタル酸ジーiーデシル(DIDP)				EU指令(2005/84/EC)
İ	フタル酸ジーnーオクチル(DNOP)		REACH規則 付属書17、EU指令(2005/84/EC)		
21	短鎖型塩素化パラフィン		REACH規則	付属書17、	化審法、化学物質規制(ノルウェー)
22	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 (JIG内リスト対象)	4	REACH規則	付属書17、	独日用品規制
23	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)		REACH規則	、EU指令(20	14/79/EU)
-	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP				令(2014/79/EU)
	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP	)			令(2014/79/EU)
	フマル酸ジメチル(DMF)	` // .			EU指令(2009/251/EC)
_	TBTO、TBT類、TPT類を含む三置換有機スズ	化台物	_	9/425/EC) 、	化番法
	ジブチルスズ化合物(DBT) ジオクチルスズ化合物(DOT)			9/425/EC) 9/425/EC)	
	ンオクチルスス化台物(DOT) 酸化ベリリウム			9/425/EC) ROPEのガイタ	<b>ゴ</b> ンス
	多環芳香族炭化水素類(PAHs)		_		* ンへ 独機器安全法(GSマーク認証)
	ヘキサクロロベンゼン		化審法、ストックネルム条約		and the control of th
_	ホルムアルデヒド(法令用途のみ)		_		則、オーストリアホルムアルデヒド規制
34	過塩素酸塩		カリフォルニア州 DTSC 規則		見則
-	オゾン層破壊物質			定書,オゾン層(	
_	ペルフルオロオクタン酸類(PFOA)およびその塩				廃絶プログラム、ノルウェー規則
_	アスベスト				大気汚染防止法、労働安全衛生法
	ペンタクロロフェノール				労働安全衛生法、化審法
	フッ素系温室効果ガス			推進法、Fガス	
	リフラクトリーセラミックファイバー 放射性物質		労働安全衛: 原子炉等規:		学物質第2類
71	//A/1 Iエ1/7 尺		いいりかすが	M. Lei	

#### 〔表-4〕禁止物質の続き

No.	物質名	主な参照法令、顧客要求等
42	クロルデコン	化審法
43	リンデン(g-ヘキサクロロシクロヘキサン)	化審法
44	a-ヘキサクロロシクロヘキサン	化審法
45	b-ヘキサクロロシクロヘキサン	化審法
46	ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)	化審法
47	ペンタクロロベンゼン	化審法
48	ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数が3以上)	化審法
49	特定ベンゾトリアゾール	化審法
50	N-フェニルベンゼンアミン	顧客要求
51	スチレン	顧客要求
52	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC混合物	顧客要求
53	シアン化合物	顧客要求
54	天然ゴム	顧客要求
55	赤リン	顧客要求
56	2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)	顧客要求

- (※3)副資材中の重金属(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム化合物)の合計濃度
- (※4)フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、IEC62321 に登録され次第、別途案内します。(2017 年 7 月予定))

#### 〔表-5〕削減物質

No.	物質名	主な参照法令、顧客要求等
1	PBB類、PBDE類またはHBCDDを除く臭素系難燃剤	顧客要求
2	臭素系難燃剤以外の臭素化合物	顧客要求
3	ビスフェノールA	顧客要求、EU指令(2014/81/EU)
_	塩素 および その化合物	顧客要求
4	臭素 および その化合物	假合安水

#### 〔表-6〕管理物質

No.	物質名	主な参照法令, 顧客要求等
1	ニッケルおよびその化合物	REACH規則 付属書17
2	セレンおよびその化合物	顧客要求
3	五酸化二砒素、三酸化二砒素以外の砒素およびその化合物	顧客要求
4	酸化ベリリウム以外のベリリウムおよびその化合物	顧客要求
5	ビスマスおよびその化合物	顧客要求
6	ホルムアルデヒド(法令以外の用途)	顧客要求
7	禁止物質以外のフタル酸エステル	顧客要求
8	アンチモンおよびその化合物	顧客要求

注 2) ハロゲンフリー化の流れが加速しており、当社のお客様より、含有に関する問い合わせが多数あります。今のところ、許容濃度の設定、禁止物質への変更に関し予定はありませんが、意図的に含有されている、または、材料中に含有している知見を得られている場合は、多少に関わらず、含有情報を回答してください。また、ハロゲンの高精度分析データを取得されている場合は提出してください。

## 環境管理活動評価 回答書

ニチコン株式会社

回答元に関する情報

回答記入日	年	月	日		
会社名					
住所					
電話番号					
E-MAILアドレス				FAX	
記入者					
責任者					

システム	
認証機関	
認証年月(認証予定年月)	
認証番号	

※ 1)の問いに①または②を選択したお取引様は 2)~15)の問いには回答不要です。

No.	設問	回答	点数	
1)	環境マネジメントシステム(ISO14001、EMAS、KES等)を 導入していますか。			
2)	環境管理に関する理念・方針がありますか。	回答はエクセルファイルの		
3)	省エネルギーを推進する目標・計画がありますか。	です。(自動計算)		
4)	廃棄物の排出を削減する為の目標・計画がありますか。			
5)	公害防止等に関する目標や計画がありますか。			
6)	目標を達成する為、具体的にプログラムを作成して推進していますか。			
7)	6)で設定した目標の結果を定期的に評価していますか。			
8)	環境管理を推進する為の組織がありますか。			
9)	環境管理活動に経営層も参画されていますか。			
10)	事業活動に適用される環境法規制等を特定されていますか。			
11)	最新の環境法規制を入手し、管理する部署がありますか。			
12)	大気汚染防止の為、排出物の管理を行い法規制等を遵守 していますか。(過去3年間)			
13)	水質汚濁防止の為、排出物の管理を行い法規制等を遵守 していますか。(過去3年間)			
14)	騒音・振動に関し、管理を行い法規制等を遵守していますか。(過去3年間)			
15)	廃棄物の処理に関し、廃棄物処理法に従って適正に管理・処理されていますか。			

# 環境管理活動評価 回答書(続き)

ニチコン株式会社

No.	設問	回答	点数
16)	環境負荷物質について、具体的に使用禁止や全廃、削減 等の方針や規制を定めていますか。		
	禁止物質が含有している部材を取り扱っていますか。		
18)	環境負荷物質に関する責任部署が明確になっています か。		
19)	環境負荷物質に関する全廃・削減の具体的プログラムは ありますか。		
20)	生産関連資材(材料や部品、製品包装材、生産設備等) に、環境負荷物質が含有していないことを確認する仕組み がありますか。		
21)	御社の材料調達先に対して、環境負荷物質の使用廃止・ 全廃・削減等を要求していますか。		
22)	御社の材料調達先は禁止物質を取り扱っていますか。		
23)	禁止物質が含有している可能性のある製品が弊社に納入された場合、弊社受入部門へ直ちに連絡するルールになっていますか。		
24)	事故や緊急事態発生時に環境への被害を抑える仕組み がありますか。		
25)	事故や緊急事態発生時に弊社への納入を停止させない 仕組みがありますか。		
26)	全従業員に対し、環境に関する教育や啓発を行っていますか。		
27)	環境関連業務従事者に対し、必要な教育・訓練を実施し 従事させていますか。		
28)	弊社要求事項を関係従業員に周知徹底していますか。		
		評点(100点満点中)	

## 様式-2(1/2) ニチコン株式会社

# 環境負荷物質調査表

回答元に関する情報

回答記入日	年	月	日				
会社名							
住所							
電話番号							
E-MAILアドレス					FAX		
記入者							
責任者							
納入品に関する情報							
品名/品番							
弊社材料コード						部品重量	g
リサイクル材の使用		リサ	イクル材の				-
リサイクル形式			使	用部位			, and the second

				1 444	
No	1. 禁止物質	含有 有無	含有部位	含有率 ppm	含有目的
1	カドミウムおよびその化合物				
2	鉛およびその化合物				
3	水銀およびその化合物				
4	六価クロム化合物				
5	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類				
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類				
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)				
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)				
9	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)				
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)				
11	ムスクキシレン				
12	五酸化二砒素、三酸化二砒素				
10	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) および				
13	全ての主要ジアステレオ異性体				
14	ベンゾ[def]クリセン				
15	ベンゼン				
	1,1,2-トリクロロエタン				
17	ペルフルオロオクタンスルホン酸類(PFOS)				
1 /	およびその塩				
	塩化コバルト				
110	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および				
19	ポリ塩化ターフェニル類(PCT)				
	特定フタル酸エステル類				
20	フタル酸ジーiーノニル(DINP)				
20	フタル酸ジーiーデシル(DIDP)				
	フタル酸ジーnーオクチル(DNOP)				
21	短鎖型塩素化パラフィン				
22	一部の芳香族アミンを生成する				
	プラ栄料・顔科(JIGMリスト対象)				
	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)				
24	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)				
	(TGPP)				
אניו	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)				
	(TDGPP)				
	フマル酸ジメチル(DMF)				
27	TBTO、TBT類、TPT類を含む三置換有機				
	スズ化合物				
_	ジブチルスズ化合物(DBT)				
	ジオクチルスズ化合物(DOT)				
	酸化ベリリウム				
_	多環芳香族炭化水素類(PAHs)				
	ヘキサクロロベンゼン				
33	ホルムアルデヒド(法令用途のみ)				

					<b>作家工(</b> -Z(Z/Z)
No	1. 禁止物質	含有	含有部位	含有率 ppm	含有目的
34	過塩素酸塩				
	オゾン層破壊物質				
36	ペルフルオロオクタン酸類(PFOA)および その塩				
	アスベスト				
38	ペンタクロロフェノール				
39	フッ素系温室効果ガス				
40	リフラクトリーセラミックファイバー				
41	放射性物質				
42	クロルデコン				
43	リンデン(g-ヘキサクロロシクロヘキサン)				
44	a-ヘキサクロロシクロヘキサン				
45	b-ヘキサクロロシクロヘキサン				
16	ペルフルオロオクタンスルホン酸				
40	フルオリド(PFOSF)				
47	ペンタクロロベンゼン				
10	ポリ塩化ナフタレン(PCN)				
40	(塩素数が3以上)				
49	特定ベンゾトリアゾール				
50	N-フェニルベンゼンアミン				
51	スチレン				
52	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC混合物				
	シアン化合物				
	天然ゴム				
55	赤リン				
56	2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応生成物				
30	(BNST)				

No	2. 削減物質	含有 有無	含有部位	含有率 ppm	含有目的
1	PBBとPBDEまたはHBCDDを除く 臭素系難燃剤				
2	臭素系難燃剤以外の臭素化合物				
3	ドスフェノールA				
	塩素 および その化合物				
Ľ	臭素 および その化合物				

No	3. 管理物質	含有 有無	含有部位	含有率 ppm	含有目的
1	ニッケルおよびその化合物				
2	セレンおよびその化合物				
3	五酸化二砒素、三酸化二砒素以外の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
4	酸化ベリリウム以外の  ベリリウムおよびその化合物				
5	ビスマスおよびその化合物				
6	ホルムアルデヒド(法規制以外の用途)				
	禁止物質以外のフタル酸エステル類				
8	アンチモンおよびその化合物				

# 様式-3 ニチコン株式会社

# 構成成分表

回答日	[		会社名	
製品名			回答者	
品番			部署	
ニチコンコード			TEL No.	
製品重量		b)	E-MAIL	

No	部位	材料名称	材料規格	材料メーカー	材料重量	物質名	CAS No.	物質重量	製品中含有率	備考
					ზე			500	(%)	
EX	ケース	エポキシ樹脂		ABC		***				
						***				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11					_					
12										
	合計				0			0	0	

注 3) 行数が足りない場合は、追加してください。

ニチコン株式会社 宛

様式-4 年 月 日

## 製品含有化学物質に関する不使用保証書

会社名:	印

弊社は、ニチコン株式会社(子会社・関係会社を含む)に直接または第三者を通して納入する全ての製品または部材(付属品、包装梱包品、その他製品と共に納入されるものを含む)に、下記化学物質が含まれていないことを保証致します。万が一、禁止物質の含有により損害が発生した場合は、両者で協議の上その損害に対して補償いたします。

製品名	生産工場	
貴社品番	ニチコンコード	

複数品番の場合、別紙に記入してください。

記

#### 意図して含有している場合、該当物質を二重線で消し責任者が捺印してください。

No	物質名	No	物質名
1)	カドミウムおよびその化合物	27)	TBTO、TBT類、TPT類を含む三置換有機 スズ化合物
2)	鉛およびその化合物	28)	ジブチルスズ化合物(DBT)
3)	水銀およびその化合物	29)	ジオクチルスズ化合物(DOT)
4)	六価クロム化合物	30)	酸化ベリリウム
5)	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	31)	多環芳香族炭化水素類(PAHs)
6)	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	32)	ヘキサクロロベンゼン
7)	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	33)	ホルムアルデヒド(法令用途のみ)
8)	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	34)	過塩素酸塩
9)	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	35)	オゾン層破壊物質
10)	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	36)	ペルフルオロオクタン酸類(PFOA)およびその塩
11)	ムスクキシレン	37)	アスベスト
12)	五酸化二砒素、三酸化二砒素	38)	ペンタクロロフェノール
13)	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)および	39)	フッ素系温室効果ガス
	全ての主要ジアステレオ異性体	40)	リフラクトリーセラミックファイバー
14)	ベンゾ[def]クリセン	41)	放射性物質
15)	ベンゼン	42)	クロルデコン
16)	1,1,2-トリクロロエタン	43)	リンデン(g-ヘキサクロロシクロヘキサン)
17)	ペルフルオロオクタンスルホン酸類(PFOS)およびその塩	44)	a-ヘキサクロロシクロヘキサン
18)	塩化コバルト	45)	b-ヘキサクロロシクロヘキサン
19)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および	46)	ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)
	ポリ塩化ターフェニル類(PCT)	47)	ペンタクロロベンゼン
20)	特定フタル酸エステル類	48)	ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数が3以上)
	フタル酸ジーiーノニル(DINP)	49)	特定ベンゾトリアゾール
	フタル酸ジーiーデシル(DIDP)	50)	N-フェニルベンゼンアミン
	フタル酸ジーnーオクチル(DNOP)	51)	スチレン
21)	短鎖型塩素化パラフィン	52)	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC混合物
22)	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	53)	シアン化合物
23)	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	54)	天然ゴム
24)	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	55)	赤リン
25)	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	56)	2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)
26)	フマル酸ジメチル(DMF)		

# サプライチェーン調査表

一次取引先記入欄(弊社に納入される製品の製造元)

商品名

ニチコンコード		
会社名		
事業所名		
所在地		
禁止物質取扱いの有無		
ソニーグリーンパートナー 認定(※5)		
化学物質管理責任者名		
責任者所属部署名		
TEL		
FAX		
E-MAIL		
二次取引先記入欄(弊社に	こ納入される製品の原材料製造元・加工	依頼先)
商品名		
品番		
会社名		
事業所名		
所在地		
取引の内容		
ソニーグリーンパートナー 認定(※5)		
禁止物質取扱いの有無		
化学物質管理責任者名		
責任者所属部署名		
TEL	_	
FAX		
E-MAIL		
(%E) v= #+&##0[/</td><td>ゲルンパートナー環接り質認定制度は認定を</td><td>取得していて担合は割中妥りt</td></tr></tbody></table>		

- (※5) ソニー株式会社様の「グリーンパートナー環境品質認定制度」を認定取得している場合は認定番号を 記入してください。
- ・責任者名・部署名・TEL・FAX・E-MAIL は、禁止物質を管理されている方のお名前・連絡先を記入してください。
- ・禁止物質の取扱いの有無は、弊社納入品に関する部材を取り扱う場所で禁止物質を取り扱っているかを記入してください。
- ・取引の内容は、取引内容を記入してください。例:リードフレームの母材仕入、スズメッキ加工の委託等
- ・記入欄が不足する場合は、様式をコピーしてください。

## 改訂履歴

版	作成日	改訂内容
第1版	2005年7月1日	新規作成
第2版	2005年7月1日	対況1F成   全面見直し(主な改訂内容は以下の通り)
弟 Z 版	2006年8月7日	国見直し(主な改訂内容は以下の通り) 1) 3項 定義に「部材」、「副資材」、「含有」、「不純物」、「均質材料」、「禁止物質の許容濃度」を追加 2) 環境負荷物質の見直し(Joint industry guide (JIG) for Material Composition Declaration for Electronic Products に準拠しております。)
		<ul> <li>3) 禁止物質の許容濃度の見直し</li> <li>4) サプライチェーン調査の追加</li> <li>5) JGPSSI 指定調査回答ツール フォーマット 1(標準型)日本語</li> </ul>
		版での回答を可とした。 6)測定要領を追加
ᄷᄼ	0007年4日07日	
第3版	2007年4月27日	<ol> <li>カドミウム許容濃度の変更(100ppm→75ppm)</li> <li>5-(2)環境負荷物質調査の見直し(補足、追加)</li> <li>別紙-1の補足説明追加</li> </ol>
		4) 5-(6)禁止物質が許容濃度を超えて含有している場合の処置   見直し   5) 様式-2、3 から PCT 類を削除(別紙-2 表記に共通化)
		JIG に整合(PCT は PCB 類の一部と分類している)
		6) 管理物質にホルムアルデヒドを追加   7) 5-(2)「出荷ロット毎に測定データの提出を求める・・・」追加
		7 / 3 (2) 山岡山 (1 年に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡山 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に 例 た / ) (2 ) 山岡 (1 年 に ) 田田 (
		9) 製品に含まれる化学物質に関する不使用保証書
		(部品・ユニット部品・副資材用)を追加
		10)3-(3)環境負荷物質にホルムアルデヒドを追加
第 4 版	2007年9月30日	1)3. (2)副資材の説明文追加 2)3. (3)ニチコン特殊要求①~⑪追加 JIG 要求事項との相違点明確化 3)3. (4)~(6) 別紙-2 又は JIG ガイドライン物質
		⇒別紙−2とJIG ガイドライン物質
		4)4. (1)閾値⇒許容濃度
		5) JGPSSI 回答フォーマット 日本語版限定を解除 6) 5. (2) JIG 以外のニチコン指定物質含有時は様式-2 提出
		7)6. 本件問い合わせ先変更「生産管理部」を削除
		8)7. JGPSSI のホームページアドレス変更
		9)別紙-1 包装材料に関する追加事項を追加
		10)別紙-2 ・PVC 削減物質⇒禁止物質
		・PVO   削減物員 マ宗正物員   ・特定フタル酸エステルを禁止物質に規定、表 - 4 に明確化
		・禁止物質にシアン化合物、ペンタクロロフェノール、ベンゼン、
		ヘキサクロロベンゼン、1, 1, 2ートリクロロエタン
		11)削減物質追加⇒PFOS、HFC、PFC
		12)管理物質追加⇒表-4 以外のフタル酸エステル、PFOA
		13)様式-2、3、4 変更(別紙-2 の変更に対応)
		14)様式-3、4 変更 「両者協議の上」を追加
		「意図して含有している場合・・・・」追加
		15)定義⇒定義と解説   16)2 (5)(6)[今左伽照名光がに今左号をお先/ださい。  地吟
		16)3.(5)(6)「含有物質名並びに含有量を報告ください。」削除

		NHS-A50
版	作成日	改訂内容
第 4 版	2007年 9月30日	17)表−1 MSDS 又は成分表⇒MSDS 及び成分表
		5. (5) MSDS 又は成分表⇒MSDS、成分表
		18) 5. (5)「弊社の材料・部品新規(変更)手続き書類:納入事業所
		の新規(変更)納入材料・部品確認申請者兼確認書」に当ガイドラ
		インの」追加
		19)5. (6)表現変更
		20)表-2 温水抽出法の例として JIS H8625 追記
		21)表-3 紫外-可視吸光光度法の例として UV-VIS 追記
第 5 版	2008年11月25日	大幅な見直し(主な改訂内容は以下の通り)
		1)3.(2) 副資材の説明変更「取り扱う」「授与する」⇒「出荷する」
		「表示する」例示に乾燥剤を追加
		2)3. 〔表-1〕ニチコン特殊要求一覧表を追加、
		3)3. 管理物質、均質材料、許容濃度の補足説明
		4)3.(4) その他 情報伝達が必要な物質、(12) 管理基準値の説
		明文を追加
		5)3. [表-2]に管理基準値を追加、包装材料中の金属を追加
		8)3.2 REACH 規則と対応体制を追加
		9)5. 構成変更
		10)5.必要書類に JAMP MSDSplus と JAMP AIS
		(CHEMSHERPA)を追加
		11)7. JAMP のホームページアドレスを追加
		12)別紙-2
		禁止物質に追加⇒HFC、PFC、PFOS類、特定ベンゾトリアゾール、
		塩化コバルト、PAHs、天然ゴム、赤リン、PCT
		削減物質に追加⇒PFOA 類、管理物質に追加⇒DNHP
		削減物質に追加プFFOA 類、自垤物質に追加プDNDF   表-7 特定フタル酸エステルの一覧から削除⇒DNHP、DMEP
		13)様式 - 2,3,4 変更 (別紙 - 2 の変更に対応)
第6版	2010年 4月26日	1)3. 1(3)(1)4 項目 表現変更
第 0 版	2010 年 4月 20 日	1/3. 1/3/1/4 項目   表現変更   2)[表-1]以下の修正
		される一寸以下の修正  ・JIG レベル→JIG 開示基本基準
		PVC 混合物[JIG レベル B → JIG 開示基本基準 I ]
		・ホルムアルデヒド→ホルムアルデヒド(JIG 記載以外の用途)
		・以下の禁止物質を削除
		TBTO,TBT,TPT,HFC,PFC
		・以下の禁止物質を追加
		クロルデコン,リンデン(γ-ヘキサクロロシクロヘキサン),α-ヘキ
		サクロロシクロヘキサン,β-ヘキサクロロシクロヘキサン,PFOSF,ペ
		ンタクロロベンゼン,ムスクキシレン
		・以下の削減物質を追加
		臭素系難燃剤以外の臭素化合物,塩素化合物
		・以下の管理物質を追加
		セレン及びその化合物,砒素及びその化合物,ベリリウム及びその
		化合物,ビスマス及びその化合物,DNHP(フタル酸ジ-n-ヘキシル)
		等 JIG 表 A に記載以外のフタル酸エステル類
		3)3. 1(6)、3. 1(8)、3. 1(9) 修正
		4)[表-2] ※1,2,3,を追加
		5)3. 2(2)、3. 2(4) 修正
		6)5. (2)③6 項目 最新情報に併せて内容更新
		7)5. (3)2 項目 追加
		8)5. (3)5 項目 高精度分析データ記載内容に材料の写真を追加
	l	I .

4⊏	<i>II</i>	NHS-A50
版	作成日	改訂内容
第6版	2010年 4月26日	9)7 項及び様式ー4 JGPSSI 情報を最新の情報に更新
		10)別紙-1 「測定方法:IEC62321(2008)を推奨します。」を追記
		11)[表-6]以下の修正
		・JIG レベル→JIG 開示基本基準・
		・ホルムアルデヒド→ホルムアルデヒド(JIG 記載以外の用途)
		・以下の禁止物質を削除
		TBTO,TBT,TPT,HFC,PFC
		・以下の禁止物質を追加
		ホルムアルデヒド(JIG 記載の用途),フッ素系温室効果ガス
		(PFC,SF6,HFC),フマル酸ジメチル(DMF),TBTO、TBT 類、TPT 類を
		含む三置換有機スズ化合物,ジブチルスズ化合物(DBT),ジオクチ
		ルスズ化合物(DOT),ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)及び全
		ての主要ジアステレオ異性体、酸化ベリリウム、酸化ベリリウム、過塩
		素酸塩,五酸化二砒素、三酸化二砒素,アルミノ珪酸塩、耐火セラミ
		ック繊維,ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維,リン酸トリ
		ス(2-クロロエチル)(TCEP),クロルデコン,リンデン(γ-ヘキサクロロ
		シクロヘキサン),α-ヘキサクロロシクロヘキサン,β-ヘキサクロロ
		シクロヘキサン,PFOSF,ペンタクロロベンゼン,ムスクキシレン
		・以下の削減物質を追加と変更
		臭素系難燃剤以外の臭素化合物,塩素化合物   BBB   k BBB   k BB   k B
		PBBとPBDE 以外の臭素系難燃剤に HBCDD を追加
		・以下の管理物質を追加
		DNHP(フタル酸ジ-n-ヘキシル)等 JIG 表 A に記載以外のフタル酸
		エステル類
		ホルムアルデヒド(JIG 記載以外の用途と限定)
		[表-7]削除 表-6の変更に伴い、様式-2、3、4の対象化学物質を見直し
第 7 版	2012年2月2日	1)3. 2(2)SVHC73 物質に更新、(4)「JAMP ツール Ver4.0 以降の
<del>/</del> / ///	2012 4 2 7 2 1	日から、とくとうないものも物質に受制、(4)「OAIMIF クール) Ver4.0 以降の 日本新版」に変更
		取初版Ji-202   2)5. リサイクル材の取扱いを追加
		2/3. クタイプル初め収扱いと追加   3)6. (1)必要書類に8)JEITA「共通自己監査シート」を追加
		4)6. (2)以下の修正 JGPSSI 指定調査回答ツール Ver4.11 以降
		5)6. (3)、別紙-1 禁止物質測定方法をIEC62321 指定
		「表 - 4] [表 - 5]を修正
		6)6. (3)六価クロムの測定でスポットテストを不可とする。
		7)6. (3)SGS 連絡先(海外拠点での検査)を追加、三井化学分析
		センター連絡先変更
		8)8. JIG-101 入手先、MSDSplus、AIS(CHEMSHERPA)入手先を
		各々追加、JEITA「共通自己監査シート」を追加
		9) [表-1]以下の環境負荷物質に対する変更
		・「アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維」「ジルコニアアルミノ珪
		酸塩、耐火セラミック繊維」を禁止物質から削除。
		・「アゾ染料・顔料」「フタル酸エステル類」範囲明確化。
		・ 管理物質に「ビスフェノール A」を追加
		10)様式-1「環境管理活動評価 回答書」の様式を変更
		TO THE WORLD TO THE PARTY OF TH
第8版	2014年10月27日	1)3.1(3) [表-1]ニチコン特殊要求一覧を削除。
71. 0 ///		2)3. 2(2)SVHC155 物質に更新
		(4)JAMP ツールの情報更新
		3)5. リサイクル材の説明を追記
		4)6. JGPSSIフォーマットを削除、成分表を独立した項目に移動。
<u> </u>	1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

6) JEITA「共通自己監査シート」から JAMP チェックシートに変更。 7) 様式類の全面見直し 8) 以下の禁止物質を追加 リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)、リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA) 類及びその塩(削減物質から移動) 9) 以下の削減物質を追加 ビスフェノール A (管理物質から移動) 10) 以下の管理物質を追加 アンチモン及びその化合物(削減物質から移動) 11) MSDS を SDS に表記変更		1	NHS-A50
6) JEITA「共通自己監査シート」から JAMP チェックシートに変更。 7) 様式類の全面見面し 8) 以下の禁止物質を追加 リン酸トリス(1.3-ジクロロ-2-プロピル)(TCPP)、リン酸トリス(1.3-ジクロロ-2-プロピル)(TCPP)、リン酸トリス(1.3-ジクロロ-2-プロピル)(TCPP)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA) 類及びその塩(削減物質から移動) 9) 以下の削減物質を追加 ピスフェノール A(管理物質から移動) 10) 以下の管理物質を追加 アンチモン及びその化合物(削減物質から移動) 11) MSDS を SDS に表記変更 1 1箇条番号を見直し・例・3、1→(1)・例・(1)→①・例・① 一(3) ご連絡ください・→ 連絡してください 3) (表一1) 許容減度と管理基準を削除 4) 本文中の文章を全面見直し・例・3(1)②(a) 6) 3(1)③(a) [表・4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7) 本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPAーAI/CIまたは、MSDSplus および AIS をを重見直し・強光×線分析装置での測定値を削除・供給先原部を)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 103(2)② JAMP chemSHERPA の HPを追加 11) 欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例・3(1)② (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (2) (4) 情報伝達の説明文を全面見直し・2017 年12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年6 月末まで chemSHERPA の MSDSplus、AIS を受け付けまずが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けまずが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。chemSHERPA のみを受け付けとします。chemSHERPA のみを受け付けとします。chemSHERPA のみを受け付けとします。を追加 13)6(2)、[表・3]、[表・4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理混度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			改訂内容
7) 様式類の全面見直し 8) 以下の禁止物質を追加 リン酸トリス(エーチル-2-クロロエチル)(TCPP)、リン酸トリス(1.3-ジクロロ-2-プロビル)(TDCPP)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA) 類及びその塩(削減物質から移動) 9) 以下の削減物質を追加 ピスフェノール A(管理物質から移動) 10) 以下の管理物質を追加 アンチモン及びその化合物(削減物質から移動) 11) MSDSを SDS に表配変更 11) MSDSを SDS に表配変更 ・例: 3(1)(① (一)()・例: (1) 一(1)・例: (1) 一(1)・例: (1) 一(2)・例: (1) 一(3) ・例: 3(1)(② (2) ご連絡ぐださい → 連絡してください 3) [表 -1] 許容濃度と管理基準を削除 4) 本文中の文章を全面見直し ・例: (表 3) 一 (表 2) 5) 本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例: (3(1)(③ (a))・(表 -4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ぐださい。必要に応じて、別途調整します。を追加 7) 本文中の MSDSplus および AIS を、、  chemSHERPA - AI/CIまたは、MSDSplus および AIS で変更・例: 3(1)(④ 8) 本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例: 3(1)(④ 8) 本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例: 3(1)(④ 9) 3(1)(⑨管理濃度の説明文を全面見直し・蛍光 X 条分析装置での測定値を削除・供給た類容) および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10) 3(2)(④) AMP chemSHERPA の HPを追加 11) 欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HPアドレスを変更・例: 3(2)(② (1) 体制 に デーン・	第8版	2014年10月27日	5)様式-3、様式-4を統合
8)以下の禁止物質を追加 リン酸トリス(1.3-シウロロ・ラル)(TCPP)、リン酸トリス(1.3-シウロー・プロレン(TOCPP)、ベルフルオロオクタン酸(PFOA) 類及びその塩(削減物質から移動) 9)以下の削減物質を追加 デンチェン及いその化合物(削減物質から移動) 10)以下の管理物質を追加 アンチェン及いその化合物(削減物質から移動) 11)MSDSを SDS [元素配変更  1)箇条番号を見直し ・例: ①→(a) 2)本文中の文章を全面見直し ・例: ①→(a) 2)本文中の文章を全面見直し ・例: ②→(a) 3)[表-1] 許容濃度と管理基準を削除 4)本文中の表番号を見直し ・例: ③(1)(3) (a) (b) (3)(1)(3) (a) (c) (4)(4)(4)(4)(5)(5)(4)(4)(4)(4)(5)(5)(6)(4)(4)(4)(5)(6)(4)(4)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)(6)			6)JEITA「共通自己監査シート」から JAMP チェックシートに変更。
リン酸トリス(1-メチルー2-クロロエチル)(TCPP)、リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロビル)(TDCPP)、ベルフルオロオクタン酸(PFOA) 類及どその塩(削減物質から移動) 9)以下の削減物質を追加 ビスフェノール A(管理物質から移動) 10)以下の管理物質を追加 アンチモン及びその化合物(削減物質から移動) 11)MSDSを SDS に表記変更  第9版  2016年11月28日  11)箇条番号を見直し ・例: (1)一(0) ・(3)・(1)・(1)・(1)・(1)・(1)・(1)・(1)・(1)・(1)・(1			7)様式類の全面見直し
ジクロロ-2-プロビル》(TDCPP)、ベルフルオロオクタン酸(PFOA) 類及びその塩(削減物質を追加 アンチエンルル A(管理物質から移動) 10)以下の管理物質を追加 アンチエン及びその化合物(削減物質から移動) 11)MSDS を SDS に表記変更 1)簡条番号を見直し ・例: (1)一(1) ・例: (1)一(1) ・例: (1)一(1) ・例: (3)(1) (2) ご連絡ください → 連絡してください 3)[表 -1] 許容濃度と管理基準を削除 4)本文中の表番号を見直し ・例: [表 -3] → [表 -2] 5)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例: 3(1) (3) (a) 6) 3(1) (3) (a)・[表 -4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSD Splus および AIS を、chem SHERPA - AI/CIまたは、MSD Splus および AIS を、chem SHERPA - AI/CIまたは、MSD Splus および AIS を変更 ・例: 3(1) (3) (a) 9) 3(1) (1) 管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光メ線分析装置での測定値を削除 ・供給完(臓密) および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ぐださい。協議の上、個別対応します。を追加 10) 3(2) ④ JAMP chem SHERPA の HP を追加 11) 欧州化学品庁、ニテコン株式会社の HP アドレスを変更・例: 3(2) (2) (4) 情報伝達の説明文を全面見直し ・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chem SHERPA MSD Splus、AIS の受け付けを終了します。等社は、2018 年 6 月末まで chem SHERPA MSD Splus、AIS の受け付けを終了し、chem SHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。を追加 13) 6(2)、長、31、天・利[い下記文章を追加 13) 6(2)、長、31、天・利[い下記文章を追加 13) 6(2)、長、31、天・利[い下記文章を追加 13) 6(2)、長、31、天・利[い下記文章を追加 13) 6(2)、長、31、天・利[い下記文章を追加 13) 6(2)、長、31、天・利[い下記文章を追加 13) 6(2)、長、31、天・利[い下記文章を追加 179 か の で 10 を 10			8)以下の禁止物質を追加
類及びその塩(削減物質から移動) 9) 以下の削減物質を追加 ビスフェノール A (管理物質から移動) 10) 以下の管理物質を追加 アンチモン及びその化合物(削減物質から移動) 11) MSDSを SDS I た表記変更  11			リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)、リン酸トリス(1,3-
9)以下の削減物質を追加 ビスフェノール 4(管理物質から移動) 10)以下の管理物質を追加 アンチモン及びその化合物(削減物質から移動) 11)MSDS を SDS に表記変更 1 簡集番号を見直し ・例・①・(1)・①・(例・①)・例・②・本文中の文章を全面見直し ・例・③(1)・①・(例・②・(1)・例・(1)・例・(1)・例・(1)・例・(1)・②・本文中の文章を全面見直し ・例・③(1)・例・表・3] ・			ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)
ビスフェノール A (管理物質から移動) 10) 以下の管理物質を追加 アンチモン及びその化合物(削減物質から移動) 11) MSDS を SDS に表記変更  1) 箇条番号を見直し ・例: 3、1→(1) ・例: ①→① ・例: ①→(1) ・例: ①→(1) ・例: ①→(1) ・例: ①→(1) ・例: ①→(1) ・例: ①→(1) ・例: ①→(2) ・例: ①→(3) ・② 1 本文中の文章を全面見直し ・例: [表・3] → [表・2] ・本文中の表番号を見直し ・例: [表・3] → [表・2] ・方文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例: ③(1)③(a) ・[3(1)③(a)・[表・4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 フル本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPAーAI/CIまたは、MSDSplus および AIS を、chemSHERPAーAI/CIまたは、MSDSplus および AIS を、chemSHERPAーAI/Ciまたは、MSDSplus および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡を(ださい。協議の上、個別対応します。を追加 10) 3(2) ④ JAMP chemSHERPA の HPを追加 11) 欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例: 3(1)② 12) 3(2) ④情報伝達の説明文を全面見直し・蛍光、線分補装置での測定値を削除・供給充(顧客) および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡をださい。協議の上、個別対応します。を追加 11) 欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例: 3(2)② 12) 3(2) ④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。を追加 13) 6(2)、(表・3)、(表・3)、(表・4)に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			類及びその塩(削減物質から移動)
10)以下の管理物質を追加 アンチモン及びその化合物(削減物質から移動) 11)MSDS を SDS に表記変更 第 9 版 2016 年 11 月 28 日 1 簡条番号を見直し ・例:3、1→(1) ・例:(1)→(0) ・例:(1)→(a) 2)本文中の文章を全面見直し ・例:3(1)(9) ご連絡ださい → 連絡してください 3)[表ー1] 許容濃度と管理基準を削除 4)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例:(表ー3) → [表ー2] 5)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例:3(1)(3)(a) 6)3(1)(3)(a) - [表ー4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPAーAI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更 ・例:3(1)(4) 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例:3(1)(3) 9)3(1)(9)管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)(4)JAMP chemSHERPAの HP を追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例:3(2)(2) 112)3(2)(4情報伝達の説明文を全面見直し ・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の表け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受けができます。を追加 13)6(2)、表 31、表 44 I下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途は上間では、MSDSplus、AIS を受けできますが、表述の表述を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を			9)以下の削減物質を追加
第9版 2016年11月28日 1)商条番号を見直し ・例:3、1→(1) ・例:(1)→(1) ・例:(2)→(2) ・例:(3(1)(3) ・(3)(3)(a)・(3)→(3) ・(3)(1)(3)(a)・(3)→(3)→(3)→(3)→(3)→(3)→(3)→(3)→(3)→(3)→			レスフェノール A(管理物質から移動)
第9版 2016年11月28日 1)節条番号を見直し・例:3、1→(1)・例:(1)→①・例:(1)→①・例:(1)→①・例:(1)→①・例:(1)→①・例:(3(1)③ ご連絡ください → 連絡してください 3)[表-1] 許容濃度と管理基準を削除 4)本文中の表番号を見直し・例:3表-3] → [表-2] 5)本文中の許密濃度を保証濃度に変更・例:3(1)③(a) 6)3(1)③(a)・[表-4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例:3(1)④ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPA の HP を追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受けができますが、表述、MSDSplus、AIS を受けができますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受けができますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受けができますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受けができまが、AII ののよりに対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい			10)以下の管理物質を追加
第9版 2016年11月28日 1) 箇条番号を見直し・例:3、1→(1)・例:(1)→(1)→(1)→(1)→(1)→(1)→(1)→(1)→(1)→(1)→			アンチモン及びその化合物(削減物質から移動)
・例: (1) → (1)  2) 本文中の文章を全面見直し ・例: (3 → (1) → (1) ・例: (表→3) → (表→2) 5) 本文中の影音濃度を保証濃度に変更 ・例: 3(1) (3) (a) ・(3) (1) (3) (a)・(表→4)に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7) 本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更 ・例: 3(1) (4) 8) 本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例: 3(1) (9) 9) 3(1) (9) 管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客) および消費者、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10) 3(2) (4) AMP chemSHERPA の HP を追加 11) 欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例: 3(2) (2) 12) 3(2) (2) (4) 情報伝達の説明文を全面見直し ・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。 chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13) 6(2)、(表→3)、(表→4)に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DBP、DBP)のの管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			11)MSDS を SDS に表記変更
・例: (1) → (1)  2) 本文中の文章を全面見直し ・例: (3 → (1) → (1) ・例: (表→3) → (表→2) 5) 本文中の影音濃度を保証濃度に変更 ・例: 3(1) (3) (a) ・(3) (1) (3) (a)・(表→4)に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7) 本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更 ・例: 3(1) (4) 8) 本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例: 3(1) (9) 9) 3(1) (9) 管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客) および消費者、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10) 3(2) (4) AMP chemSHERPA の HP を追加 11) 欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例: 3(2) (2) 12) 3(2) (2) (4) 情報伝達の説明文を全面見直し ・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。 chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13) 6(2)、(表→3)、(表→4)に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DBP、DBP)のの管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。	第9版	2016年11月28日	1) 箇条番号を見直し
・例:①→(a)  2) 本文中の文章を全面見直し ・例:3(1)⑨ : 連絡ください → 連絡してください  3) [表一1] 許容濃度と管理基準を削除  4) 本文中の表番号を見直し ・例:[表-3] → [表-2]  5) 本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例:3(1)③(a)  6)3(1)③(a) · [表・4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加  7) 本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更 ・例:3(1)④  8) 本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例:3(1)⑤  9) 3(1)⑥管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加  10)3(2)④JAMP chemSHERPAの HP を追加  11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例:3(2)②  12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。を追加  13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			·例:3. 1→(1)
2)本文中の文章を全面見直し ・例:3(1)⑨ ご連絡ください → 連絡してください 3)[表 -1] 許容濃度と管理基準を削除 4)本文中の表番号を見直し ・例:表・3] → [表・2] 5)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例:3(1)③(a) 6)3(1)③(a)・[表・4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例:3(1)⑤ 9)3(1)⑨ 管理濃度の説明文を全面見直し・蛍光×線分析装置での測定値を削除・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			•例:(1)→①
・例:3(1)⑨ ご連絡ください → 連絡してください 3)[表 -1] 許容濃度と管理基準を削除 4)本文中の表番号を見直し ・例:表-3] → [表-2] 5)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例:3(1)③(a) 6)3(1)③(a)・[表 -4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更 ・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例:3(1)④ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAの HPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更 ・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS で会け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けとます。 を追加 13)6(2)、[表 -3]、[表 -4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			•例:①→(a)
・例:3(1)⑨ ご連絡ください → 連絡してください 3)[表 -1] 許容濃度と管理基準を削除 4)本文中の表番号を見直し ・例:表-3] → [表-2] 5)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例:3(1)③(a) 6)3(1)③(a)・[表 -4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更 ・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例:3(1)④ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAの HPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更 ・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS で会け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けとます。 を追加 13)6(2)、[表 -3]、[表 -4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			2)本文中の文章を全面見直し
3)[表 -1] 許容濃度と管理基準を削除 4)本文中の表番号を見直し ・例: [表-3] → [表-2] 5)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例: 3(1)③(a) 6)3(1)③(a)・[表-4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更・例: 3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例: 3(1)⑤ 9)3(1)⑥管理濃度の説明文を全面見直し・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には紫社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAの HPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例: 3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますができます。を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・プタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
4)本文中の表番号を見直し ・例:[表-3] → [表-2] 5)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例:3(1)③(a) 6)3(1)③(a) - [表-4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更 ・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例:3(1)⑤ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISできます。を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
・例:[表-3] → [表-2] 5)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例:3(1)③(a) 6)3(1)③(a)・[表-4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例:3(1)⑨ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。 chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
5)本文中の許容濃度を保証濃度に変更 ・例:3(1)③(a) 6)3(1)③(a)・[表-4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例:3(1)⑨ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。 chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
・例:3(1)③(a) 6)3(1)③(a)・[表-4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例:3(1)⑨ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPA の HP を追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
6)3(1)③(a)・[表-4]に示した環境負荷物質の代替が困難な場合は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例:3(1)⑨ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAの HPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
会は、弊社にご連絡ください。必要に応じて、別途調整します。を追加 7) 本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまたは、MSDSplus および AIS に変更・例:3(1)④ 8) 本文中の管理基準値を管理濃度に変更・例:3(1)⑤等理濃度の説明文を全面見直し・強光 X 線分析装置での測定値を削除・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。 chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
を追加 7) 本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまた は、MSDSplus および AIS に変更 ・例:3(1)④ 8) 本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例:3(1)⑨ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客) および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPA の HP を追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更 ・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。 chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまた は、MSDSplus および AIS に変更 ・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例:3(1)⑨ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPA の HP を追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
は、MSDSplus および AIS に変更 ・例:3(1)④  8) 本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例:3(1)⑨  9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加  10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)②  12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末までchemSHERPA、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。を追加  13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			7)本文中の MSDSplus および AIS を、chemSHERPA-AI/CIまた
・例:3(1)④ 8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更 ・例:3(1)⑨ 9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末までchemSHERPA、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
<ul> <li>・例:3(1)⑨</li> <li>9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し</li> <li>・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除</li> <li>・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加</li> <li>10)3(2)④JAMP chemSHERPA の HP を追加</li> <li>11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更・例:3(2)②</li> <li>12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。 chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加</li> <li>13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。</li> </ul>			
9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し ・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除 ・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末までchemSHERPA、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			8)本文中の管理基準値を管理濃度に変更
<ul> <li>・蛍光 X 線分析装置での測定値を削除</li> <li>・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加</li> <li>10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加</li> <li>11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)②</li> <li>12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末までchemSHERPA、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。を追加</li> <li>13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。</li> </ul>			•例:3(1)⑨
<ul> <li>・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求する際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。を追加</li> <li>10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加</li> <li>11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更・例:3(2)②</li> <li>12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末までchemSHERPA、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。を追加</li> <li>13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。</li> </ul>			9)3(1)⑨管理濃度の説明文を全面見直し
る際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。 を 追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAの HPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HPアドレスを変更 ・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社 は、2018年6月末までchemSHERPA、MSDSplus、AISを 受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付け を終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。 chemSHERPAの概要や利用方法は、以下の HPから得るこ とができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の 管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			・蛍光X線分析装置での測定値を削除
追加 10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更 ・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末までchemSHERPA、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			・供給先(顧客)および消費者が、より厳しい管理濃度を要求す
10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加 11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社のHPアドレスを変更 ・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017年12月末でAIS物質リストの更新が終了します。弊社は、2018年6月末までchemSHERPA、MSDSplus、AISを受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AISの受け付けを終了し、chemSHERPAのみを受け付けとします。chemSHERPAの概要や利用方法は、以下のHPから得ることができます。を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			る際には弊社へ連絡ください。協議の上、個別対応します。 を
11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更 ・例:3(2)② 12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し ・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社 は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を 受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付け を終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。 chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の 管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			
<ul> <li>・例:3(2)②</li> <li>12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し</li> <li>・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加</li> <li>13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。</li> </ul>			10)3(2)④JAMP chemSHERPAのHPを追加
12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し -2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 -フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			11)欧州化学品庁、ニチコン株式会社の HP アドレスを変更
<ul> <li>・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加</li> <li>13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。</li> </ul>			-例:3(2)②
は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を 受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付け を終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。 chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得るこ とができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の 管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			12)3(2)④情報伝達の説明文を全面見直し
受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付けを終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。 chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			・2017 年 12 月末で AIS 物質リストの更新が終了します。弊社
を終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。 chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の 管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			は、2018 年 6 月末まで chemSHERPA、MSDSplus、AIS を
chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得ることができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の 管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			受け付けますが、それ以降は、MSDSplus、AIS の受け付け
とができます。 を追加 13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の 管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			を終了し、chemSHERPA のみを受け付けとします。
13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加 ・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の 管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			chemSHERPA の概要や利用方法は、以下の HP から得るこ
・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の 管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			とができます。 を追加
管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。			13)6(2)、[表-3]、[表-4]に下記文章を追加
			・フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の
14)6(3)SGS日本語窓口を変更			管理濃度、測定、運用につきましては、別途連絡します。
			14)6(3)SGS日本語窓口を変更

版	作成日	改訂内容
第 9 版	2016年11月28日	<ul> <li>15)禁止物質追加に伴い、[表-4]、様式-2、様式-4を変更・フタル酸ジ-2-エチルへキシル(DEHP)・フタル酸ブチルベンジル(BBP)・フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)・フタル酸ジイソブチル(DIBP)・リフラクトリーセラミックファイバー・N-フェニルベンゼンアミン・スチレン・2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)</li> <li>16)[表-5]削減物質を全目見直し ①追加された削減物質・塩素およびその化合物・臭素およびその化合物・臭素およびその化合物・見素およびその化合物</li> <li>②削除した削減物質・塩素化合物</li> </ul>